



令和5年12月8日
財務省関税局・税関

輸入申告者の意義の明確化に関する事例集

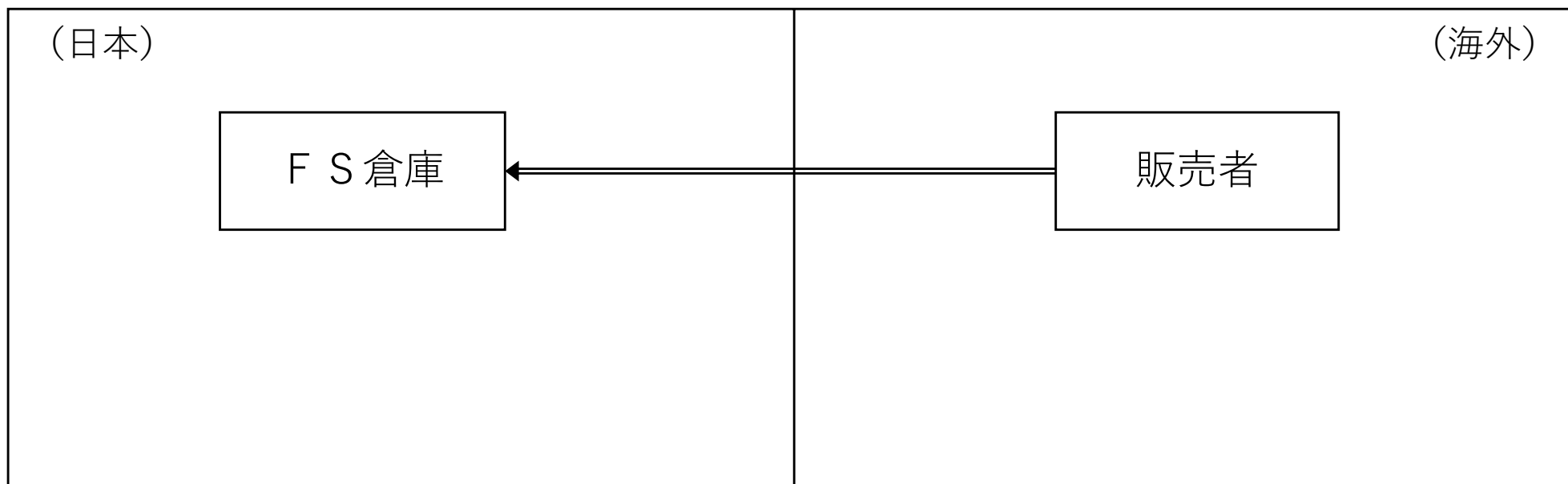
【留意事項等】

- ・ 本事例集は、輸入申告の際の参考として、主な事例における輸入申告者の意義を示したものです。
- ・ 法令・通達の規定に照らして、貨物の取引実態に応じてご検討いただく必要があります。
- ・ 参考となる事例については、随時追加し、更新する予定です。



事例（F S利用貨物の輸入の場合①）

非居住者である販売者が販売する貨物を、ECプラットフォーム事業者が提供するフルフィルメントサービス（F S）を利用して国内で販売することを予定して輸入する。（輸入申告の時点では販売者と消費者との間で売買契約が行われていない。）

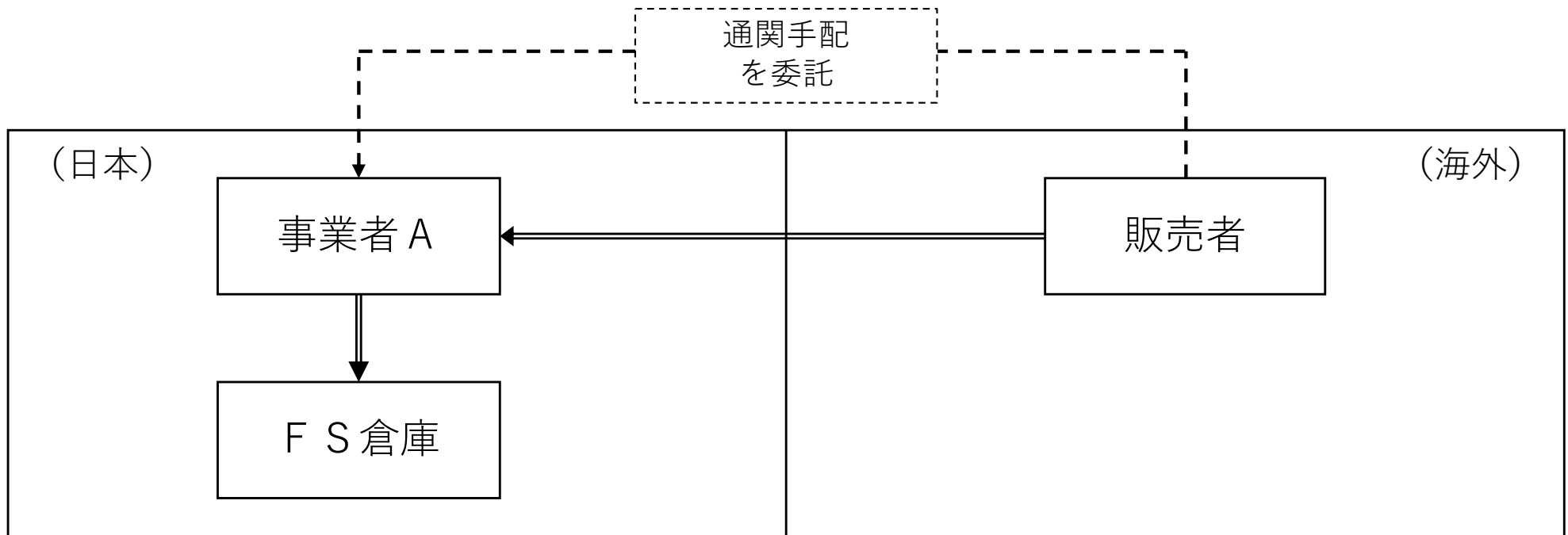


国内引取り後にECプラットフォームでの販売の主体となることが予定されており、輸入の目的に従い貨物の販売を行おうとする販売者（非居住者）が、輸入申告者となり、税関事務管理人を定めて輸入申告を行う必要がある。

事例（F S利用貨物の輸入の場合②）

非居住者である販売者が販売する貨物を、ECプラットフォーム事業者が提供するフルフィルメントサービス（F S）を利用して国内で販売することを予定して輸入する。（輸入申告の時点では販売者と消費者との間で売買契約が行われていない。）

販売者（非居住者）は、日本国内での通関手配を事業者A（国内所在）に委託しているが、F Sを利用した国内における当該貨物の販売の主体はあくまでも販売者（非居住者）である。

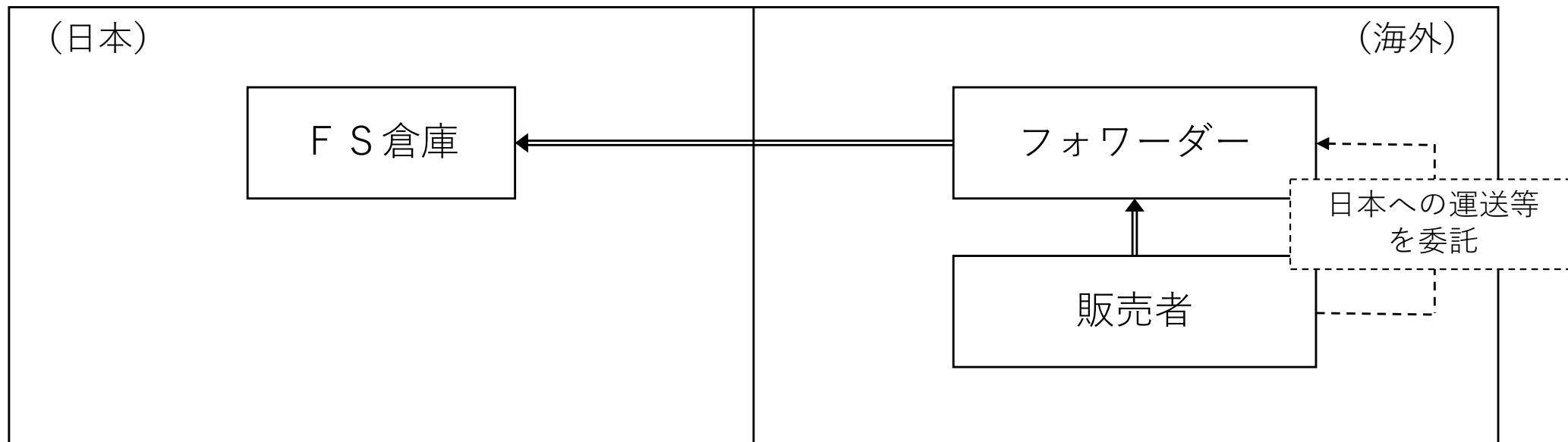


国内引取り後にECプラットフォームでの販売の主体となることが予定されており、輸入の目的に従い貨物の販売を行おうとする販売者（非居住者）が、輸入申告者となり、税関事務管理人を定めて輸入申告を行う必要がある。

事例（F S利用貨物の輸入の場合③）

非居住者である販売者が販売する貨物を、ECプラットフォーム事業者が提供するフルフィルメントサービス（F S）を利用して国内で販売することを予定して輸入する。（輸入申告の時点では販売者と消費者との間で売買契約が行われていない。）

販売者（非居住者）は、海外の販売者の貨物の日本への運送等を海外のフォワーダーに委託しているが、F Sを利用した国内における当該貨物の販売の主体はあくまでも販売者（非居住者）である。



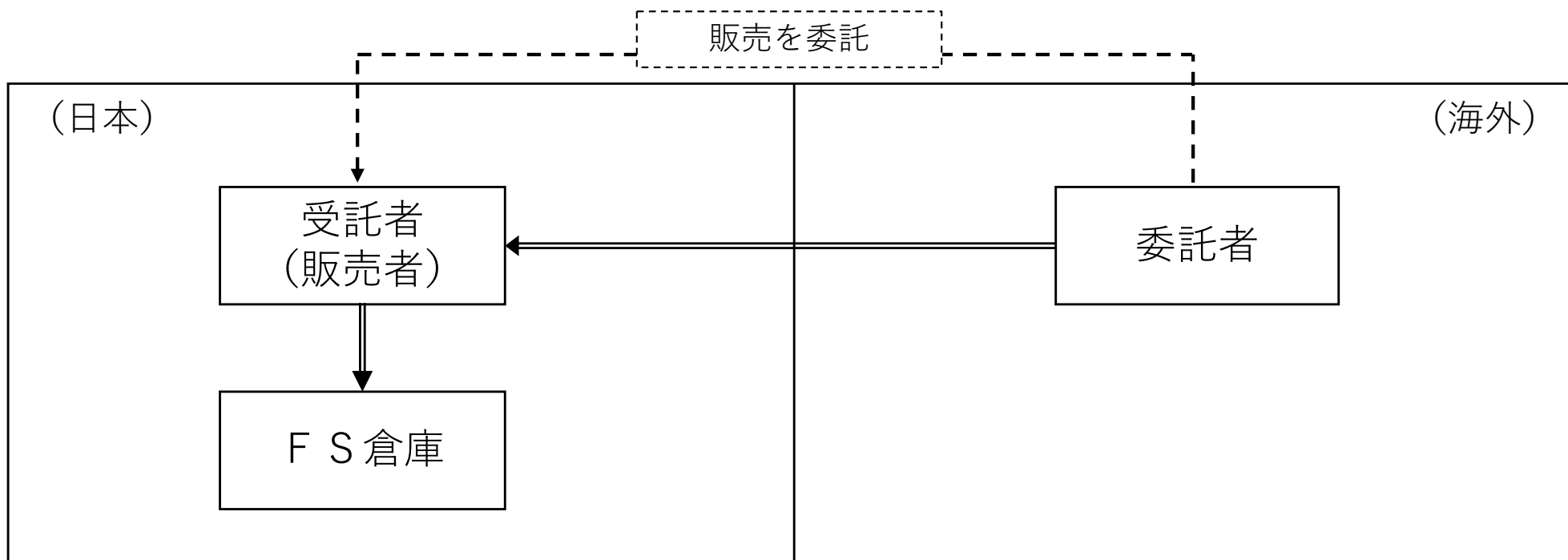
国内引取り後にECプラットフォームでの販売の主体となることが予定されており、輸入の目的に従い貨物の販売を行おうとする販売者（非居住者）が、輸入申告者となり、税関事務管理人を定めて輸入申告を行う必要がある。

事例（委託販売貨物の輸入の場合）

委託者（非居住者）から国内販売の委託を受けた受託者により国内で販売することを予定している貨物（委託販売貨物）を、輸入する。

輸入された貨物は、F S 倉庫に入れられ、受託者の名前でE Cプラットフォームで販売される。

F S を利用した国内における当該貨物の販売の主体は受託者である。



以下のいずれかによる必要がある。

- ① 委託販売貨物の処分の権限を有している委託者（非居住者）が、輸入申告者となり、税関事務管理人を定めて輸入申告を行う。
- ② 自らの名義により国内販売を行う受託者（すなわち、E Cプラットフォームにおける出品者）が、輸入の目的たる行為（委託を受けての販売）を行う者として輸入申告者となり、輸入申告を行う。

事例（輸入取引により貨物を輸入する場合①）

貨物を輸入し販売するため、国内販売者が海外のサプライヤーと輸入取引を行い、輸入する。



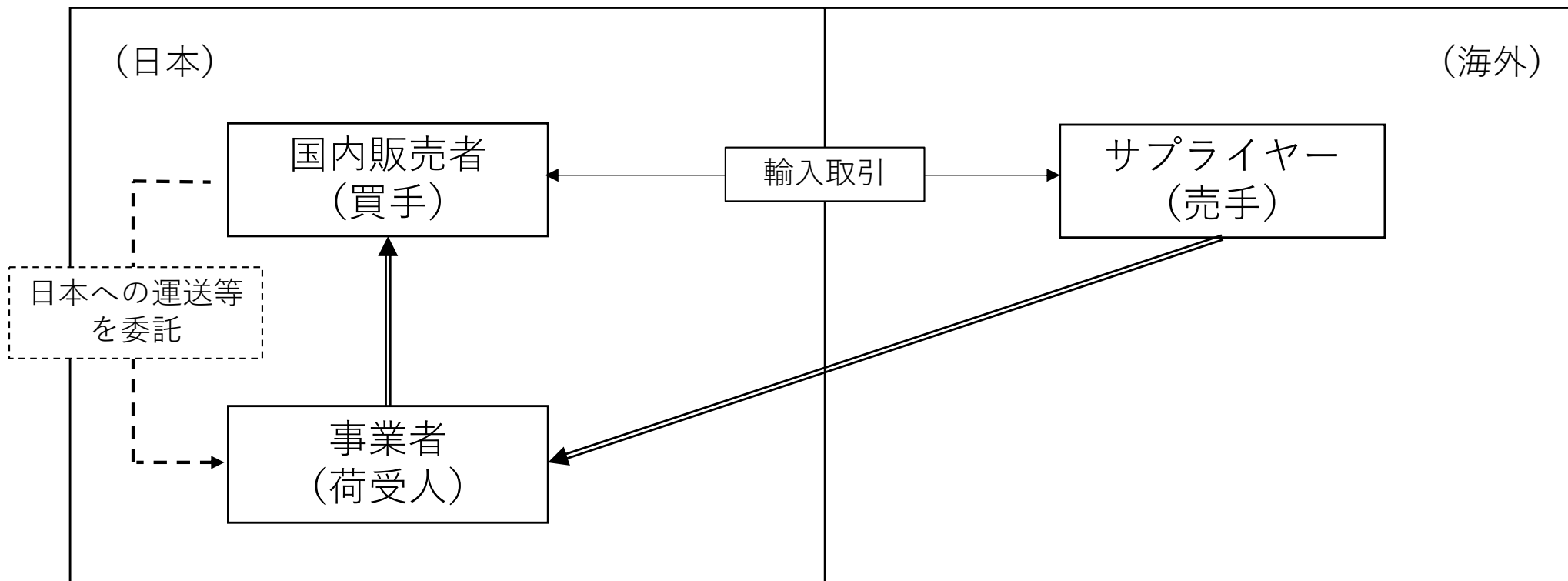
輸入取引により輸入される貨物については、原則として仕入書に記載されている荷受人が輸入申告者となる。

これは、輸入取引（売買契約）に基づき作成された仕入書にその買手が荷受人として記載されることを前提としたものであり、仕入書に記載されていることのみをもって判断するのではなく、輸入取引に関与しない者が荷受人として記載されている場合、その者は輸入申告者にはならない。

事例（輸入取引により貨物を輸入する場合②）

貨物を輸入し販売するため、国内販売者が海外のサプライヤーと輸入取引を行う。

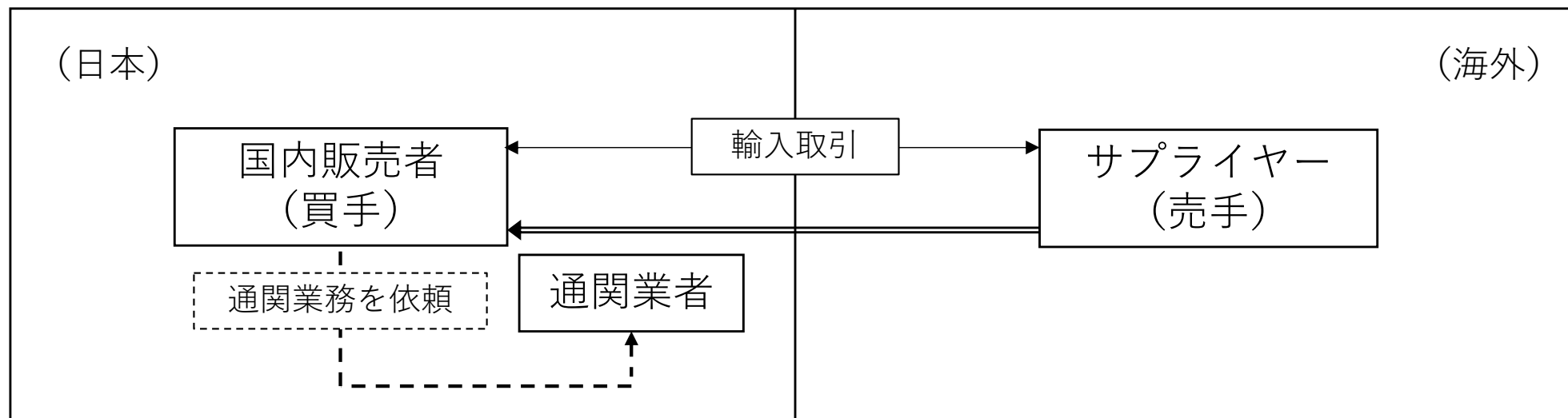
国内販売者は、貨物の日本への運送等について事業者に委託しており、当該事業者が仕入書の荷受人として記載されている。



輸入取引により輸入される貨物については、原則として仕入書に記載されている荷受人が輸入申告者となる。ただし、上記の事例のように、仕入書が輸入取引（売買契約）に基づいて作成されたものでなく、取引実態を反映した記載でない場合には、輸入取引の買手（実質的に貨物を国内に引き取る者）が輸入申告者となる。

事例（医薬品等の輸入の場合）

医薬品等を輸入し販売するため、国内販売者が海外のサプライヤーと輸入取引を行い、通関業者へ通関業務（輸入申告の代理）を依頼する。



輸入取引を行い、買手となった国内販売者が輸入申告者となる。

<参考>

医薬品等を輸入する場合は、輸入申告者又は輸入申告における代理人（※）が医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）の規定に基づく製造販売業の許可を受けている必要がある。（※「輸入申告における代理人」は、輸入申告書の代理人欄に記載すべき者。この代理人が、輸入申告者からの依頼を受けて輸入申告の代理（通関業務）を業としてする場合は、通関業者である必要がある。）

上記の事例の場合、国内販売者（輸入申告者）は、「①自身が医薬品医療機器等法の規定に基づく製造販売業の許可を受けるか」、又は「②医薬品医療機器等法の規定に基づく製造販売業の許可を受けた輸入申告における代理人（この代理人が輸入申告の代理を業としてする場合は通関業者）に、通関業務を依頼する」必要がある。

なお、上記の①又は②いずれの場合においても、医薬品医療機器等法に基づく製造販売業の許可を受けた者は、輸入から国内への流通に際して、医薬品等製造販売承認書等の内容を遵守する必要がある。

また、上記の②の場合であっても、貨物や流通形態によっては、輸入申告者自身が医薬品医療機器等法の規定に基づく許可（国内の販売業等に係る許可）を受けていることを要する場合がある。